

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の11第2項
処 分 の 概 要 : 練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項 (番号又は記号の打刻)・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の11第2項・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条 (打刻命令)
処 分 基 準 : <p>銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。</p>
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :